

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 結絆
主たる事務所の所在地	〒067-0073 江別市弥生町 8 番地 11
代表者(職名・氏名)	代表取締役 坂田 貴任
設立年月日	2020 年 12 月 11 日
電話番号	011-598-6437

2. 事業所の概要

事業所名	みいな訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒003-0023 札幌市白石区南郷通 18 丁目北 1-10	
電話番号	011-598-6437	
サテライト	みいな訪問看護リハビリステーション サテライト東栄	
所在地	〒007-0841 札幌市東区北 41 条東 16 丁目 3-14	
電話番号	011-598-6437	
サテライト	みいな訪問看護リハビリステーション サテライト中央	
所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西 17 丁目 1-14 旭堂第 2 ビル 2 階	
電話番号	011-598-6437	
指定年月日・事業所番号	2021 年 5 月 1 日指定	0160591509
管理者名	石原 鮎美	
サービス提供地域	札幌市西区、白石区、中央区、北区、豊平区、南区、東区、厚別区、清田区、手稲区、江別市、北広島市	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	12 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	11 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
作業療法士		7 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
言語聴覚士		0 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	5 名 (常勤) 0 名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月30日～1月3日）は除きます。	8時45分～17時15分まで

(1) ※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険・健康保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。
引落のほかは、ご相談ください。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名： みいな訪問看護リハビリステーション 連絡先： 011-598-6437

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金： 2000 円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- (2) 青年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のために対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) 虐待防止のための指針を作成しています。

13. 身体拘束の禁止

事業者は、サービスの利用にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

- (1) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 事業所は身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

14. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次にあげる措置を講じます。

- (1) 訪問従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. ハラスメント

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。

- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約等の措置を講じます。

17. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	011-598-6437	FAX番号	011-598-6438
担当者	管理者 石原 鮎美		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	電話番号:011-211-2547
	北海道国民健康保険団体連合会	電話番号:011-231-5161

18. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 江別市弥生町 8 番地 11

事業者名 株式会社 結絆

代表者 代表取締役 坂田 貴任 (印)

(事業所名)

住 所 札幌市白石区南郷通 18 丁目北 1-10

事業所名 みいな訪問看護リハビリステーション

管理者名 石原 鮎美 (印)

医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

訪問回数	基本療養費 A	管理療養費 B			利用料 (10割) (A+B)	利用者負担額		
						1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	5,550円		機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円	18,780円	1,880円	3,760円	5,630円
			機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円	15,580円	1,560円	3,120円	4,670円
			機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円	14,250円	1,430円	2,850円	4,280円
			1から3まで以外の場合	<u>7,670円</u>	<u>13,220円</u>	<u>1,320円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,970円</u>
週3日まで	5,550円	月の2日目以降	訪問看護管理療養費1	<u>3,000円</u>	<u>8,550円</u>	<u>860円</u>	<u>1,710円</u>	<u>2,570円</u>
	訪問看護管理療養費2		2,500円	8,050円	810円	1,610円	2,420円	
週4日目以降	<u>6,550円</u>		訪問看護管理療養費1	<u>3,000円</u>	<u>9,550円</u>	<u>960円</u>	<u>1,910円</u>	<u>2,870円</u>
			訪問看護管理療養費2	2,500円	9,050円	910円	1,810円	2,720円
[注意] 以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ								
同日2回目	—			—	4,500円	450円	900円	1,350円
同日3回目	—			—	8,000円	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護								
入院中1回につき	—			—	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

■基本利用料以外（加算）

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
特別管理加算（Ⅰ）		重症度の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円
特別管理加算（Ⅱ）		上記以外の場合	2,500円	250円	500円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	①下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	②長時間加算算定対象者が90分を超えた場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算		2,000円	200円	400円	600円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）		4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定めるもの	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円
複数名 訪問看護加算	① 2人目が看護師の場合 週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	③ 2人目がその他職員(※)の場合 週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
	④ ③かつ 厚生労働大臣が定める場合	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回の訪問の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ターミナルケア療養費 1 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

※その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金 （非課税）

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

訪問回数		基本療養費 A	管理療養費 B			利用料 (10割) (A+B)	利用者負担額			
							1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日	30分未満	4,250円		機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円	17,480円	1,750円	3,500円	5,250円	
				機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円	14,280円	1,430円	2,860円	4,285円	
				機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円	12,950円	1,300円	2,590円	3,890円	
				1から3まで以外の場合	7,670円	11,920円	1,200円	2,380円	3,580円	
	30分以上	5,550円		機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円	18,780円	1,880円	3,760円	5,630円	
				機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円	15,580円	1,560円	3,120円	4,670円	
				機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円	14,250円	1,430円	2,850円	4,280円	
				1から3まで以外の場合	7,670円	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円	
週3日まで	30分未満	4,250円	月の2日目以降	機能強化型訪問看護管理療養費1	3,000円	7,250円	730円	1,450円	2,180円	
				機能強化型訪問看護管理療養費2	2,500円	6,750円	680円	1,350円	2,030円	
				機能強化型訪問看護管理療養費3	3,000円	8,550円	860円	1,710円	2,570円	
				1から3まで以外の場合	2,500円	8,050円	810円	1,610円	2,420円	
週4日目以降	30分未満	5,100円		機能強化型訪問看護管理療養費1	3,000円	8,100円	810円	1,620円	2,430円	
				機能強化型訪問看護管理療養費2	2,500円	7,600円	760円	1,520円	2,280円	
				機能強化型訪問看護管理療養費3	3,000円	9,550円	960円	1,910円	2,870円	
				1から3まで以外の場合	2,500円	9,050円	910円	1,810円	2,720円	
[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ										
同日2回目		—				—	4,500円	450円	900円	1,350円
同日3回目		—				—	8,000円	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護										
入院中1回につき		—			—	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は4,250円→3,870円、5,100円→4,720円、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金（非課税）

■基本利用料以外（加算）

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
特別管理加算（Ⅰ）	重症度の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	①下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	②長時間加算算定対象者が90分を超えた場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算		2,000円	200円	400円	600円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）		4,200円	420円	840円	1,260円
複数名 精神科 訪問看護 加算	①2人目が看護師・作業療法士の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	②2人目が准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
	1日2回の訪問の場合	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	1日3回以上の訪問の場合	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	③2人目が看護補助者および精神保健福祉士の場合	10,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費 1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者のうち集中的な支援を必要とする	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円	1,740円